



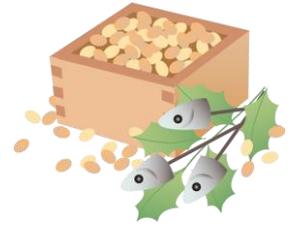
2019年 2月 第79号

# 産業文化通信

JCI産業文化協同組合 技能実習生受入事業部発行

東京都千代田区神田鍛冶町 3-6-7 6階

TEL: 03-3525-4838



2019年が始まり、早くも1ヶ月が過ぎました。毎日寒い日が続きインフルエンザの流行がニュースになっておりますが、組合員の皆様おかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、旧暦では今年2月4日が大晦日、翌5日が元旦となります。中国人やベトナム人にとっては、この旧正月が過ぎて、ようやく新年がスタートした感覚となるようです。日本にいる実習生達は、友人や同僚とお酒を飲んだり、パーティーをしたりする機会が増えると思いますが、近隣住民からの苦情やお酒に酔ってのトラブルがないよう、注意喚起をお願い致します。

## 働き方改革関連法について（年5日の有給休暇の取得が義務に）

2018年6月29日に働き方改革関連法案とよばれる一連の労働法改正が成立し、一部の内容については2ヵ月後の**2019年4月1日から施行**されます。これは、**日本人社員はもちろん、外国人技能実習生にも適用**される内容ですので、従業員を雇用する全ての企業が早急に対応を検討する必要があります。

今回は、実習生に関連があり、なおかつ企業の規模に関係なく4月1日から適用される年5日の有給休暇の取得について、厚労省資料を裏面に記載致します。是非ご確認ください。

（また、有給休暇の付与及び取得状況を把握する【有給管理簿】の作成も義務付けられております。）

## 新制度移行後に帰国する実習生の共済保険加入期間（延長）について

現在、1号及び2号技能実習生（1年目～3年目）につきましては、全員が入国から36ヵ月間実習生共済に加入いただいております。（※労災以外のケガ・病気の治療・処方箋・入院・手術費について、健康保険適用後の個人負担分を、全額カバーする内容の共済保険です。）

旧制度では、原則36ヵ月以内に実習生は日本を出国しておりましたが、

（4月1日入国者であれば、3年後の3月31日までに出国 ※36ヵ月保険期間内）

新制度では実習期間満了後（4月1日入国者であれば、3年後の4月1日以降に出国）が原則となりました。組合では、新制度のルールに則り、入国から3年経過後の帰国を原則とするよう、運用を変更致します。それに伴い、加入しております実習生共済の期間も以下の通り変更致します。

- ・2016年1月～2019年1月21日入国者： 1ヶ月追加 追加保険料：¥660/人
- ・2019年1月28日以降入国者： 入国時から37ヵ月加入 保険料：¥20,610/人

現在在籍しております対象実習生の追加保険料につきましては、2月分監理費請求書にてご請求させていただきます。